平成２８年（フ）第１０７６号
大阪市鶴見区茨田大宮１丁目８番３号
債務者　竹岡　幹夫
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井口喜久治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月６日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４号
北海道旭川市永山５条５丁目２番９号　むくげ公園ハイツＡ201号室
債務者　佐藤　文彦
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑地　雅之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月29日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２６号
山口県下関市菊川町大字田部606番地14、前住所山口県山陽小野田市大字山川32番地13（アーデント厚狭駅前803号）
債務者　池村　義典
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋森　和也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月23日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第１９号
秋田県横手市前郷一番町７番14号
債務者　照井　榮一
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　康博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月５日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２８年（フ）第２１号
岐阜市瑞雲町１丁目９番地、前住所名古屋市中区栄５丁目26番13号　（エルグランデ栄903号）
債務者　クリーンサービスこと　北川　厚夫
1　決定年月日時　平成28年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅井　直美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月５日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第５５号
愛知県一宮市今伊勢町馬寄八丁堀23－１　エスパアペゼC、住民票上の住所岐阜市西島町16番16号
債務者　山田　英彦
1　決定年月日時　平成28年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　國本　雅丈
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月８日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１４号
岐阜県大垣市北方町１丁目1575番地２　エストーレシミズ106号
債務者　日比　茂美
1　決定年月日時　平成28年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　　雅博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月27日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第１５号
岐阜県大垣市北方町１丁目1575番地２　エストーレシミズ106号
債務者　日比　隆文
1　決定年月日時　平成28年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　　雅博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月27日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第２７８号
札幌市白石区菊水上町１条２丁目179番地10
債務者　齋藤　　光
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３３４号
札幌市北区北29条西８丁目２番２号　プリマヴェーラＢ202号
債務者　山崎　浩視
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３４１号
北海道恵庭市幸町１丁目６番３号
債務者　田中　英樹
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３５３号
札幌市東区北38条東16丁目２番７－403号
債務者　佐藤　和宏
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３７０号
札幌市南区真駒内本町７丁目７番３－201号
債務者　中西かおる
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３７８号
札幌市白石区中央１条５丁目５番22号
債務者　加我　洋子
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３８４号
札幌市東区伏古10条５丁目４番８号　エステーハイツ101号
債務者　槇野　　忍
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３９４号
札幌市厚別区厚別北３条５丁目１番２－101号
債務者　武田真奈美
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部